

令和8年7月31日

入札参加者 各位

滋賀県商工労働部産業立地課

業務説明書内容についての質問に対する回答について

令和8年度 第B－3号 産業用地開発環境影響評価業務委託（大津地区）の業務説明書に対し、令和8年7月29日に質問のありました事項について、下記のとおり回答します。

記

質 問 事 項	回 答
同種実績、類似実績について、発注機関に指定はあるか。	業務説明書P.3およびP.5のとおりです。
資格要件について 【技術士（総合技術監理部門（建設）：「建設環境」）、技術士（建設部門：「建設環境」）、衛生工学部門で登録した技術士で、かつ、計量法（平成4年法律第51号）により環境計量士（濃度関係）の登録をした者または応用理学部門（選択科目：物理および化学）で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士（騒音・振動関係）の登録をした者。】 というのは、下記の4通りのうちいずれかで該当してれば良いという理解で良いか。 ① 技術士（総合技術監理部門（建設）：「建設環境」） ② 技術士（建設部門：「建設環境」） ③ 技術士（衛生工学部門）かつ計量法による環境計量士（濃度関係） ④ 技術士（応用理学部門：「物理および化学」）かつ計量法による環境計量士（騒音・振動関係）	管理技術者および照査技術者は、以下のいずれかを配置することを要件としています。 ①技術士（総合技術監理部門：選択科目 建設－建設環境） ②技術士（建設部門：選択科目 建設環境） ③衛生工学部門で登録した技術士で、かつ、計量法（平成4年法律第51号）により環境計量士（濃度関係）の登録をした者 ④応用理学部門（選択科目：物理および化学）で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士（騒音・振動関係）の登録をした者

以上